

報告第15号

処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（令和5年10月31日処分）

令和5年11月17日提出

筑西市長 須藤 茂

写

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別記事件に関し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めることについて、下記のとおり専決処分する。

令和5年10月31日

筑西市長 須 藤 茂

記

1 相手方 筑西市在住個人

2 和解の方法

本市は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3 損害賠償の額 金14,400円

別記

- 1 事故の種類 車両自損事故
- 2 事故の相手方 筑西市在住個人
- 3 事故の概要

令和5年7月22日午後6時頃、小川地内の市道において、当該道路を走行中の相手方車両が、対面から向かってくる自転車との衝突を避けるため、蓋が脱落した側溝の上を通過した際にタイヤが脱輪したことにより、相手方車両左側後方のタイヤを破損させた。

なお、当該事故の過失割合は、相手方5割、当市5割である。